

公益社団法人日本全職業調理士協会会員弔慰金規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本全職業調理士協会定款施行細則第9条の規定に基づく死亡弔慰金の交付額を定めることを目的とする。

(死亡弔慰金の交付額)

第2条 正会員の代表者が死亡したときは、その遺族に対し、直接又は所属する支部を經由して金2万円を支給することができる。

(規程の変更)

第3条 本規程は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。